特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税・配送料込み)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 (R) (2024年) 日 (月)

No. 16214 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般社団法人 発明 推 淮 協 会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虚ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

目 次

☆主要判決全文紹介 [大阪地裁] (3) ……(1)

主要判決全文紹介

≪大阪地方裁判所≫

特許権侵害差止等請求事件

(「食用肉塊除毛装置事件」)(3)(全4回)

ー大阪地判令和3年(ワ)第2873号、令和6年5月30日判決言渡ー

3 消滅時効の成否(争点3)

「被告の主張」

原告は、別紙「販売先一覧表」の番号①及び② の被告製品の販売については遅くとも平成29年12 月頃、同③の被告製品の販売については平成30年 1月12日頃にそれぞれ自己の損害及び加害者を 知ったところ、原告が本件訴訟を提起したのは令 和3年3月であり、3年以内に権利行使をしな

かったから、被告に対する原告の損害賠償請求権 は時効により消滅している。被告は、かかる消滅 時効を援用する。

[原告の主張]

否認ないし争う。原告は、令和元年12月上旬頃、 被告による本件特許権の侵害の事実を知ったとこ ろ、令和3年3月に本件訴訟を提起しているから、 消滅時効は成立しない。

